

目黒区心身障害者センター及び区立福祉工房における利用料金制導入について
(議案補足説明資料)

1 概要

(1)現状

目黒区心身障害者センター及び区立福祉工房について、区が障害福祉サービス等利用に係る報酬等と利用料金の収入に係る事務を行っている。

(2)利用料金制の導入

平成31年度から目黒区心身障害者センター、区立かみよん工房、下目黒福祉工房及び大橋えのき園を対象に指定管理者による利用料金制を導入する。

指定管理者が、障害福祉サービス等の収入を行うことにより、効果的な施設運営を行うとともにサービスの質の向上を図ることができる。

(参考)施設運営に係る区の歳入・歳出決算額の推移

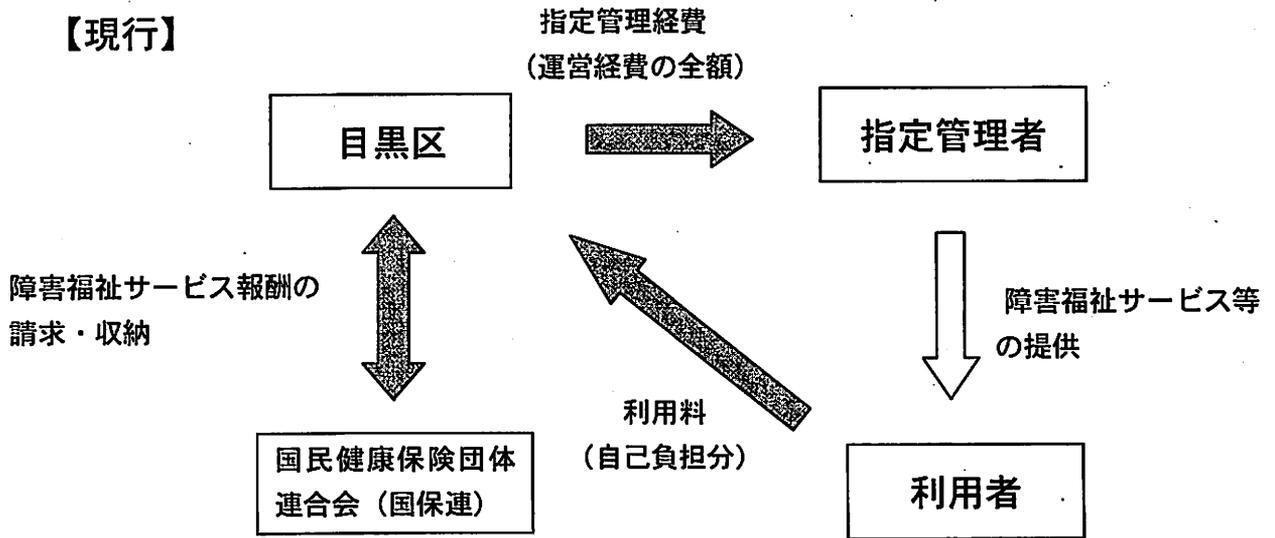
(単位千円)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度
心身障害者センター	歳入	69,753	72,512	77,730
	歳出	322,842	331,646	334,450
かみよん工房	歳入	45,192	48,197	51,399
	歳出	79,835	80,065	81,285
大橋えのき園	歳入	81,947	84,832	82,376
	歳出	142,495	157,439	158,293

*下目黒福祉工房は、平成30年度から指定管理制度を開始した。

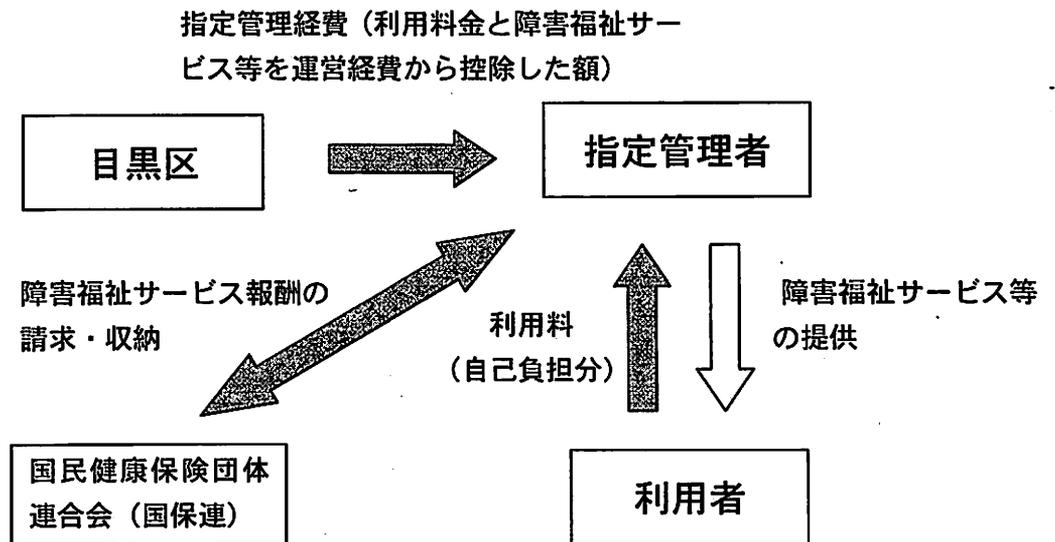
以 上

【現行】



- 区は、指定管理経費として、運営経費を指定管理者へ支出する
- 利用者は、障害福祉サービス等の自己負担額を区へ支払う

【導入後】



- 区は、指定管理経費として、運営経費から利用料金及び障害福祉サービス報酬等を控除した額を指定管理者へ支出する
- 利用者は、障害福祉サービス等の自己負担額を指定管理者へ支払う